

**富田山公園官民連携エリアにおける公園再整備事業
整備関連要求水準書（案）**

2025年12月

一宮市

目 次

| | |
|---------------------------------|----|
| 第1 本要求水準書の位置づけ | 1 |
| 第2 総則 | 1 |
| 1 公募対象公園施設に関する事項 | 1 |
| 2 特定公園施設に関する事項 | 5 |
| 3 デザインビルド施設に関する事項 | 6 |
| 第3 共通事項（計画、設計、施工に関する条件等） | 8 |
| 1 公募対象公園施設及び特定公園施設、デザインビルド施設 | 8 |
| 第4 各種施設の要求水準 | 9 |
| 1 敷地造成 | 9 |
| 2 園路 | 10 |
| 3 雨水排水 | 12 |
| 4 給水 | 14 |
| 5 汚水 | 15 |
| 6 電気設備 | 17 |
| 7 植栽 | 17 |
| 8 その他 | 18 |
| 第5 設計業務の要求水準書 | 19 |
| 1 基本事項 | 19 |
| 2 設計業務の要求水準 | 19 |
| 第6 建設業務の要求水準 | 21 |
| 1 基本事項 | 21 |
| 2 建設業務の要求水準 | 21 |
| 第7 工事監理業務の要求水準書 | 24 |
| 1 基本事項 | 24 |
| 2 工事監理業務の要求水準 | 24 |

第1 本要求水準書の位置づけ

本要求水準書（以下「本書」という。）は、一宮市（以下「市」という。）が「富田山公園再整備事業」（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、市が公募対象公園施設及び特定公園施設、デザインビルド公園施設として整備を求める施設と各施設に求める機能や規模に関する整備水準等を示すものです。

本書は、「富田山公園官民連携エリアにおける公園再整備事業公募設置等指針」と一体のものとして提示するものです。

第2 総則

1 公募対象公園施設に関する事項

期待する公募対象公園施設は以下のとおりです。

- ・本公園全体及び水辺拠点としての魅力や価値を高め、親子連れなど幅広い世代に楽しんでもらえるための施設

- (ア) 提案にあたっては、必須提案を行うとともに、任意提案が可能です。
- (イ) 新設で公募対象公園施設を整備するか旧管理棟を利用して公募対象公園施設を整備するかの選択が可能です。
- (ウ) 旧プール管理棟を利用する場合は、用途変更に伴う各種確認、手続きは認定計画提出者で行ってください。
- (エ) 旧プール管理棟の壁等を撤去する場合は、構造計算、各種確認、手続きは認定計画提出者で行ってください。

表 2-1 公募対象公園施設における必須条件と任意提案の一覧表

| | | 必須提案 | 任意提案 |
|--------------------------------------|-------------|--|--|
| 設置 (利活用) ・ 管理 に関する 提案 | 設置 (利活用) | <ul style="list-style-type: none">・飲食及び物販店舗を設置・無料休憩スペースを設置し、管理を実施・店舗利用者用のトイレを設置 <p><旧管理棟を利用する場合></p> <ul style="list-style-type: none">・建物の内装改修（トイレ含む） | <旧管理棟を利用する場合> <ul style="list-style-type: none">・建物の外装改修 |
| | 管理 | <ul style="list-style-type: none">・管理区域内でのイベントの主催・利活用に当たっての基本的な取組・店舗利用者用のトイレの日常管理を実施 | <ul style="list-style-type: none">・夜間営業をする場合は、利用者が安全・安心に公園を利用できるような防犯対策を期待 |

公募対象公園施設と特定公園施設、その他公園施設の関係は以下に示すとおりです。

表 2-2 提案内容と Park-PFI 等との関係

| 公募対象公園施設 | 特定公園施設 | 左記以外の施設 (その他公園施設) |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・新設で任意配置 または ・旧管理棟 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> 飲食及び物販店舗 利便増進に寄与する機能 無料休憩スペース トイレ </div> | <ul style="list-style-type: none"> ・前庭園路 ・多目的親水施設 | <ul style="list-style-type: none"> ■デザインビルド施設 <ul style="list-style-type: none"> ・芝生広場 ・大屋根施設 ・3×3 バスケットコート ・トイレ ■別途工事施設 <ul style="list-style-type: none"> ・裏腹付盛土 |

(2) 旧管理棟の概要

旧管理棟の概要は以下のとおりです。

表 2-3 旧管理棟の概要一覧

| 項目 | 内容 |
|----------------|--|
| 用 途 (当時) | 事務所 |
| 構 造 | 鉄筋コンクリート造平屋建て |
| 建築面積 (延床面積) | 765.17 m ² (756.48 m ²) ※スケルトン |
| 建 築 年 | 1971 年 |
| イ ン フ ラ | <ul style="list-style-type: none"> ・上水道：メーター撤去済み、事業者用意 ・浄化槽：事業者用意 ※市街化調整区域のため下水道未整備箇所 ・電 気：メーター・電力会社管理部分の引込線撤去済み、引込柱残置、事業者用意 ・ガ ス：メーター撤去済み、事業者用意 ・通 信：電話回線、インターネット回線棟は事業者用意 |
| その他の | <ul style="list-style-type: none"> ・アスベスト除去済 (R6 年度実施) ・シャッター及び浄化槽などに故障あり ・配管からの漏水あり |

(3) 公募対象公園施設の新設及び改修・管理に関する提案

公募対象公園施設の新設に関する提案は以下のとおりとします。なお、旧管理棟の改修・管理を希望する場合は、次頁に示すとおりとします。

表 2-4 公募対象公園施設を新設する場合

| 必須提案 | 任意提案 |
|---|--|
| <p>①飲食及び物販の店舗を設けます。</p> <ul style="list-style-type: none">利用者の利便性を考慮して、施設外でも楽しめる飲食（一宮にふさわしいメニューなど魅力ある商品）を提供する施設も提案してください。店舗面積・位置は事業者の提案による。 <p>②飲食及び物販の店舗のほかに、公園の利便増進に寄与する機能（サービス、設備又は店舗）を設ける。</p> <p>③外装・内装は、富田山公園にふさわしいものとし、芝生広場と修景上の一体性を持ち、本施設と芝生広場、将来整備予定の裏腹付盛土との円滑な利用動線を確保してください。</p> <p>④本公園の既往事業者との連携によって相乗効果が図れる施設を提案してください。</p> | <p>⑤無料休憩スペースを設け、管理してください。 ※管理とは、清掃、点検、利用者対応及び緊急時対応を指します。</p> |

表 2-5 公募対象公園施設として旧管理棟を利用する場合

| 必須提案 | 任意提案 |
|--|--|
| <p>①飲食及び物販の店舗を設けます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の利便性を考慮して、施設外でも楽しめる飲食（一宮にふさわしいメニューなど魅力ある商品）を提供する施設も提案してください。 ・店舗面積は事業者の提案による。 <p>②飲食及び物販の店舗のほかに、公園の利便増進に寄与する機能（サービス、設備又は店舗）を設ける。</p> <p>③内装は、富田山公園にふさわしいものとし、芝生広場と修景上の一体性を持ち、旧管理棟内と芝生広場、将来整備予定の裏腹付盛土との円滑な利用動線を確保してください。</p> <p>④本公園の既往事業者との連携によって相乗効果が図れる施設を提案してください。</p> | <p>⑤建物の外装を改修することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改修内容は、富田山公園にふさわしいものとします。 <p>⑥無料休憩スペースを設け、管理してください。</p> <p>※管理とは、清掃、点検、利用者対応及び緊急時対応を指します。</p> |

2 特定公園施設に関する事項

(1) 特定公園施設

民間事業者の創意工夫により、本公園の新たな魅力を創出するエリアにふさわしい、魅力や価値を高める特定公園施設等の整備を提案してください。各施設に求める機能などの概要は以下のとおりです。

また、上記を考慮した上で、整備イメージに示す施設配置などの具体的な整備内容にとらわれない自由な提案も期待しています。

表 2-6 特定公園施設一覧

| 整備イメージに示す整備内容 | |
|---------------|-------------------------|
| 項目 | 求める機能など |
| 必須 | 新設公募対象公園施設前園路または旧管理棟前園路 |
| | 多目的親水施設 |

3 デザインビルド施設に関する事項

(1) デザインビルド施設

民間事業者の創意工夫により、本公園の新たな魅力を創出するエリアにふさわしい、魅力や価値を高めるデザインビルド公園施設等の整備を提案してください。各施設に求める機能などの概要は以下のとおりです。これらを考慮した上で、整備イメージに示す施設配置などの具体的な整備内容にとらわれない自由な提案も期待しています。

表 2-7 デザインビルド施設一覧(1/2)

| 整備イメージに示す整備内容 | |
|---------------|--|
| 項目 | 求める機能など |
| 必須 | <p>大屋根施設</p> <ul style="list-style-type: none">・多目的親水施設や芝生広場と一体となって、開放的な半屋外空間として利用可能なものとする。・温かみを感じられるように木材を活用した施設とする。・木材の活用にあたっては、全部または一部に森林環境贈与税を活用した国産木材の仕様を想定する。・大屋根施設の直下は人工芝生とし、裸足でもくつろげる空間を取り入れること。・約 500 m²を覆うことが可能な大きさとする。(屋根を集めた構成も可能)・圧迫感を与えず、木を基調とするなど自然環境との調和を図ったデザインとする。・公園利用者の休憩や交流ができる空間とすること。・親が遊ぶ子供たちを安心して見守りながら、くつろげる工夫を行うこと。 |
| | <p>芝生広場</p> <ul style="list-style-type: none">・ゆっくりと憩うことができる空間とする。・地域イベントが開催できる広さとして約 3,200 m²を確保すること。(次頁写真を参照)・電気や給排水設備などのイベント用のインフラ設備も備えたものとする。なお、配置は大屋根広場での音楽イベント開催時にも利用しやすいものとする。 |
| | <p>3 × 3 バスケットコート</p> <ul style="list-style-type: none">・若者も楽しめる空間として 3 × 3 バスケットコートの整備をする。・カラーコート舗装とし、バスケットゴールを整備する。・防犯カメラ設置など、管理方法に配慮すること。 (運営にあたっては、民間事業者による利用料金収受の可能性を検討) |

表 2-8 デザインビルド施設一覧(2/2)

| | | 整備イメージに示す整備内容 |
|----|------|--|
| 項目 | | 求める機能など |
| 必須 | 外周園路 | <ul style="list-style-type: none"> ・凹凸や歩道との段差の解消など、バリアフリーやユニバーサルデザイン等に配慮し、誰もが散策しやすいものとする。 ・管理車両が通行可能な幅員と舗装構成とすること。 ・地域イベント時のキッチンカー等の配置や利用者動線も考慮すること。 ・敷地のエントランス部等や別途工事施設である裏腹付盛土の園路との接続も考慮すること。 ・新設園路を通じて北側サイクリングロードへの動線を確保すること。 |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・外周園路の外側は、敷地外の遮蔽性も考慮しながら四季の変化が楽しめる植栽を行う。 ・敷地のエントランス部にあたる箇所は、公園内に入つてみたくなる景観に配慮する。 ・サイクリストが立ち寄り休憩可能なように自転車スタンド、ベンチ等を設置すること。 ・24 時間開園とし防犯用の照明設備を整備する。 ・裏腹付盛土や河川敷の利用者の利便性向上に資するよう子供たちの足洗場・水飲み場を整備する。 |



図 2-1 地域イベント（いちのみや尾西夏まつり）のイメージ

第3 共通事項(計画、設計、施工に関する条件等)

1 公募対象公園施設及び特定公園施設、デザインビルド施設

本事業の目的を実現するために、下記の条件で提案してください。

- (ア) 公園利用者が快適に利用できる空間・施設とし、また既存施設の立地や配置及び今後整備予定の裏腹付盛土等を考慮し、公園利用者や歩行者、自転車等に対して機能的で安全な動線を確保してください。
- (イ) ユニバーサルデザインに配慮し、都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（令和4年3月国土交通省）を遵守してください。
- (ウ) 自然環境が持つ多様な機能を生かしたグリーンインフラの視点にも着目し環境負荷を低減するなど環境保全に配慮した提案としてください。
- (エ) 市の確認を得た後、設計成果を納品してください。なお、設計においては、市及び学識経験者からのデザインチェックに関するモニタリングを受けながら実施してください。
- (オ) 施工に際しては、完了検査に向け、要求水準を満たすことが確認できる資料を作成し、提出してください。
- (カ) 設計・建設に関しては、関連法令等（法律、政令及び省令）、愛知県及び市条例等（条例、規則、告示、訓令等）を遵守し、設計を行うとともに、愛知県建設工事共通仕様書及び市独自基準（工事監督要領、工事検査要領、工事検査実施基準、委託業務成績評定要領、工事成績評定考査基準等）、その他公的基準に従って設計・建設してください。なお、仕様書等の公的基準については最新版を参照してください。

第4 各種施設の要求水準

1 敷地造成

ア 実施方針

(ア) 造成は、公募対象公園施設、特定公園施設、裏腹付盛土、駐車場（エントランス部）、北側の新設園路等との計画内容に応じて、取り合いを考慮して認定計画提出者にて実施すること。

イ 要求水準

- (ア) 現地測量は認定計画提出者で行い、現地確認をすること。
- (イ) 別途工事との施工ヤード等の取り合いを考慮しながら施工手順を検討すること。
- (ウ) 別途工事の裏腹付盛土の園路と北側の新設園路およびエントランス部との接続を考慮した施工を行うこと。
- (エ) 計画・設計・施工にあたっては市、河川管理者などと協議をすること。

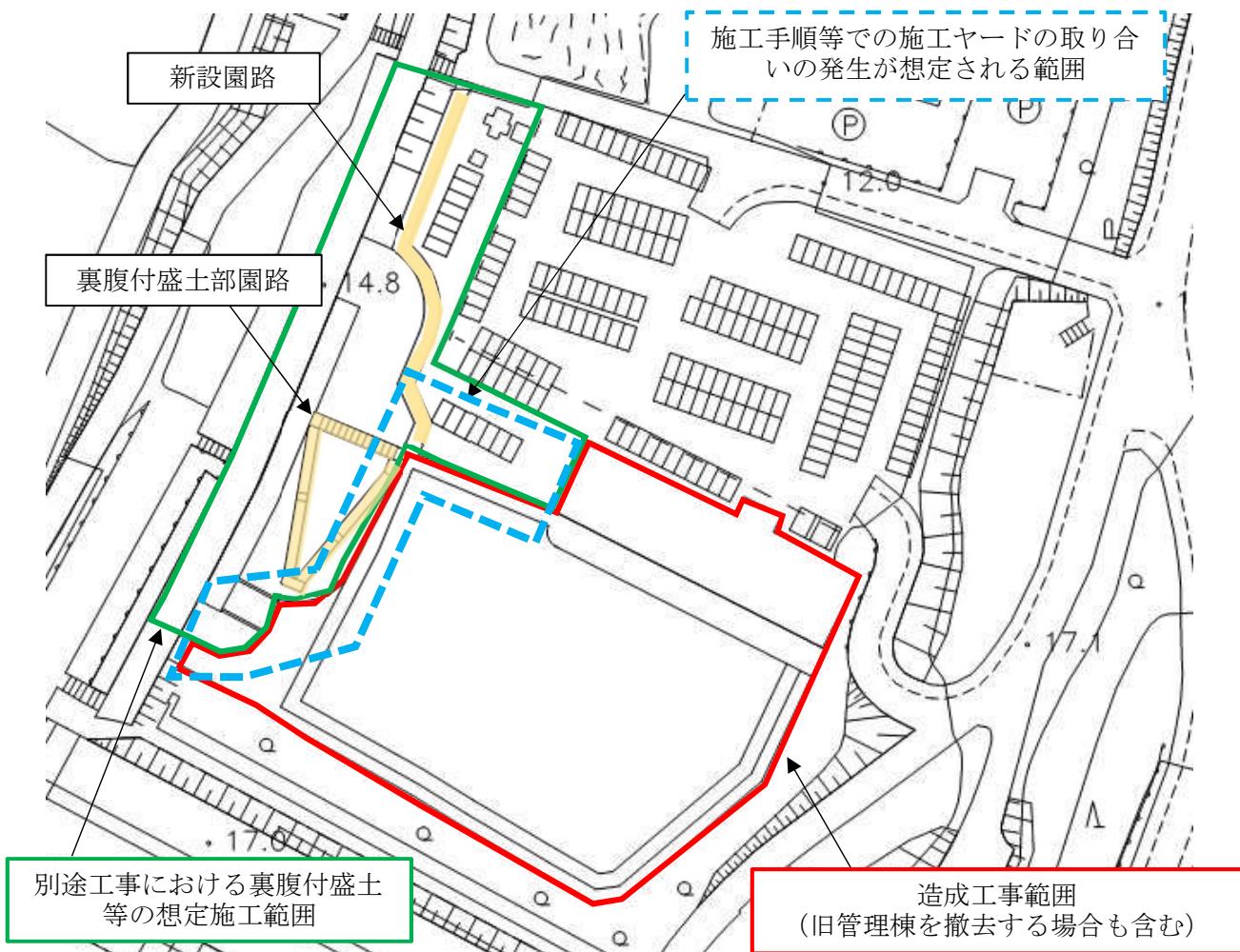


図 4-1 施工ヤード関連位置図 (イメージ図)

2 園路

(1) 外周園路（園路①）

ア 実施方針

- (ア) 芝生広場の外周を楽しく散策可能な園路とすること。
- (イ) 将来整備予定の裏腹付盛土との連続性を考慮すること。
- (ウ) 北側スロープから自転車・ランニング等の利用者動線との接続を考慮すること。

イ 要求水準

- (ア) 園路幅は3m以上すること。
- (イ) 公園園路としてデザイン性を考慮した舗装とすること。
- (ウ) 園路外周の植栽の維持管理や芝生の維持管理を行う際に管理用車両の乗り入れに対応した、適正な舗装構成とすること。

(2) 旧プール管理棟（または新設公募対象公園施設）前園路（園路②）

ア 実施方針

- (ア) 公募対象公園施設のオープンテラスとして利活用が可能な園路とすること。
- (イ) 芝生広場や多目的水景施設で遊ぶ子供を見守ることができ、かつ、安全に交互通行可能な通路とすること。

イ 要求水準

- (ア) 園路幅は、外周園路としての周遊性に配慮するとともに、椅子、テーブルを配置して十分なスペースが創出できるように6m以上を確保すること。
- (イ) オープンテラスとしての賑わい性を考慮したデザインの舗装とすること。
- (ウ) イベントを行う際の管理用車両やイベント車両の乗り入れに対応した、適正な舗装構成とすること。

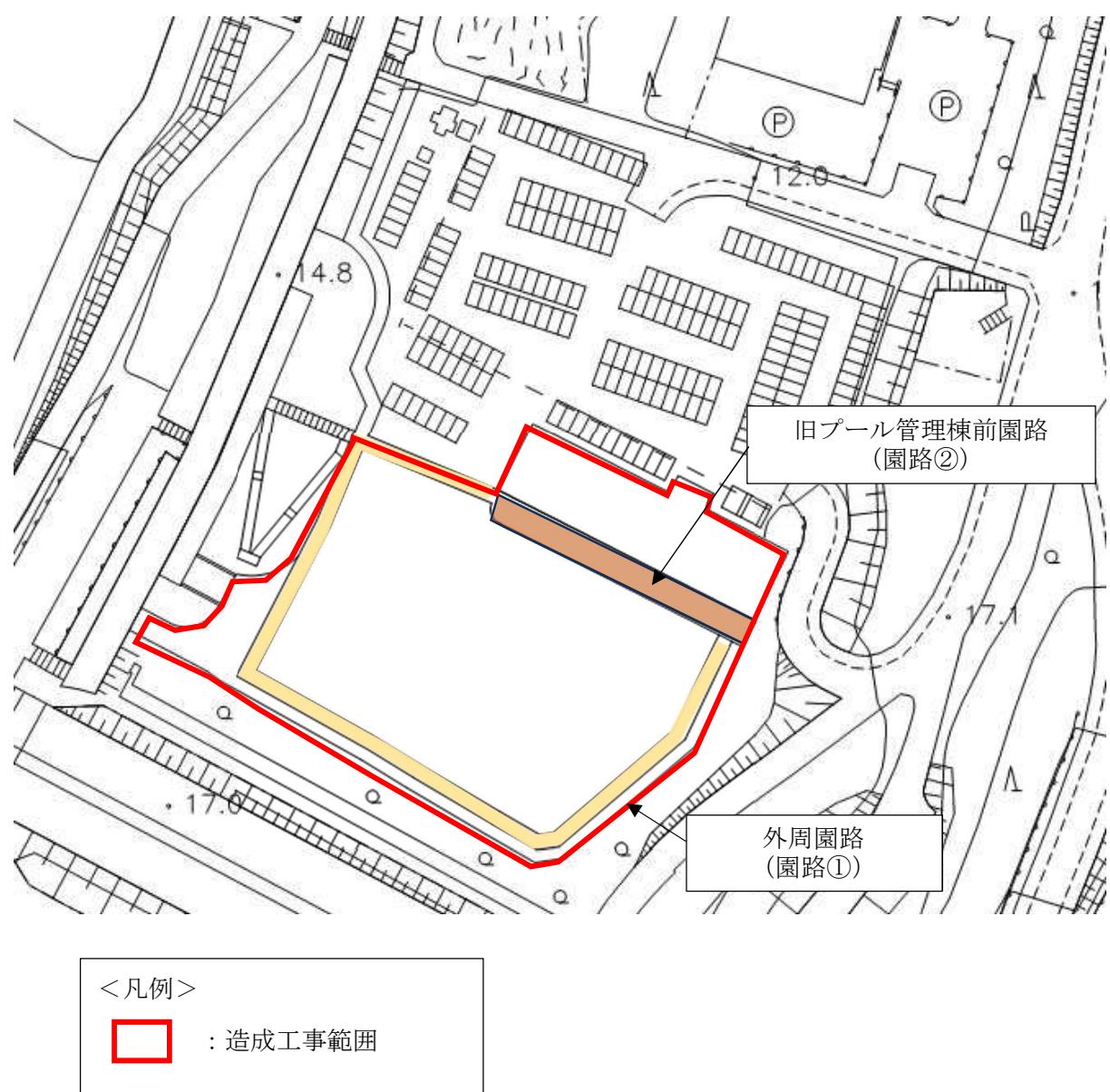


図 4-2 旧プール管理棟を活用する場合の外周園路・旧プール管理棟前園路の位置図（イメージ図）

3 雨水排水

ア 実施方針

- (ア) 芝生広場の利便性や芝生の生育を考慮した排水施設とすること。
- (イ) ヒートアイランド・雨水貯留等を考慮すること。

イ 要求水準

- (ア) 雨水排水の放流先は、将来計画の図示した位置・管底高を考慮しながら、次頁に示す現況の枠とする。
- (イ) 計画地内に整備する流末の枠は、市が別途工事にて実施する切り回し予定の枠の高さと調整を図りながら設定すること。
- (ウ) 雨水排水施設は1/5年確率降雨（一宮市総合治水計画より）に対応する施設とすること。
- (エ) 排水施設に用いる開渠、管渠、マンホール及び枠類の材料構造は、維持管理を考慮した上で、目的・排水路等を考慮して選定すること。
- (オ) 計画・設計・施工にあたっては、河川管理者、下水道管理者などと協議すること。

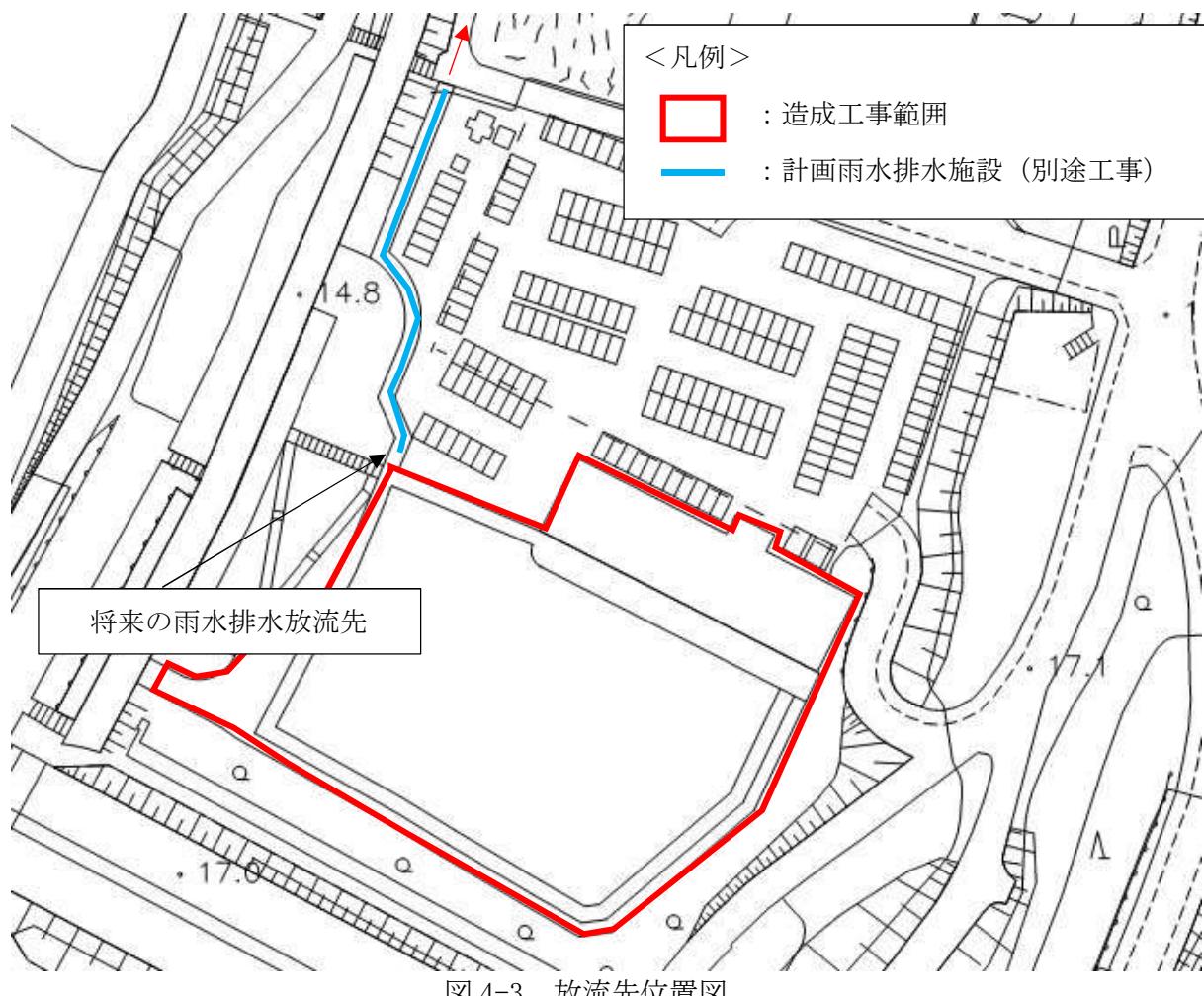


図4-3 放流先位置図

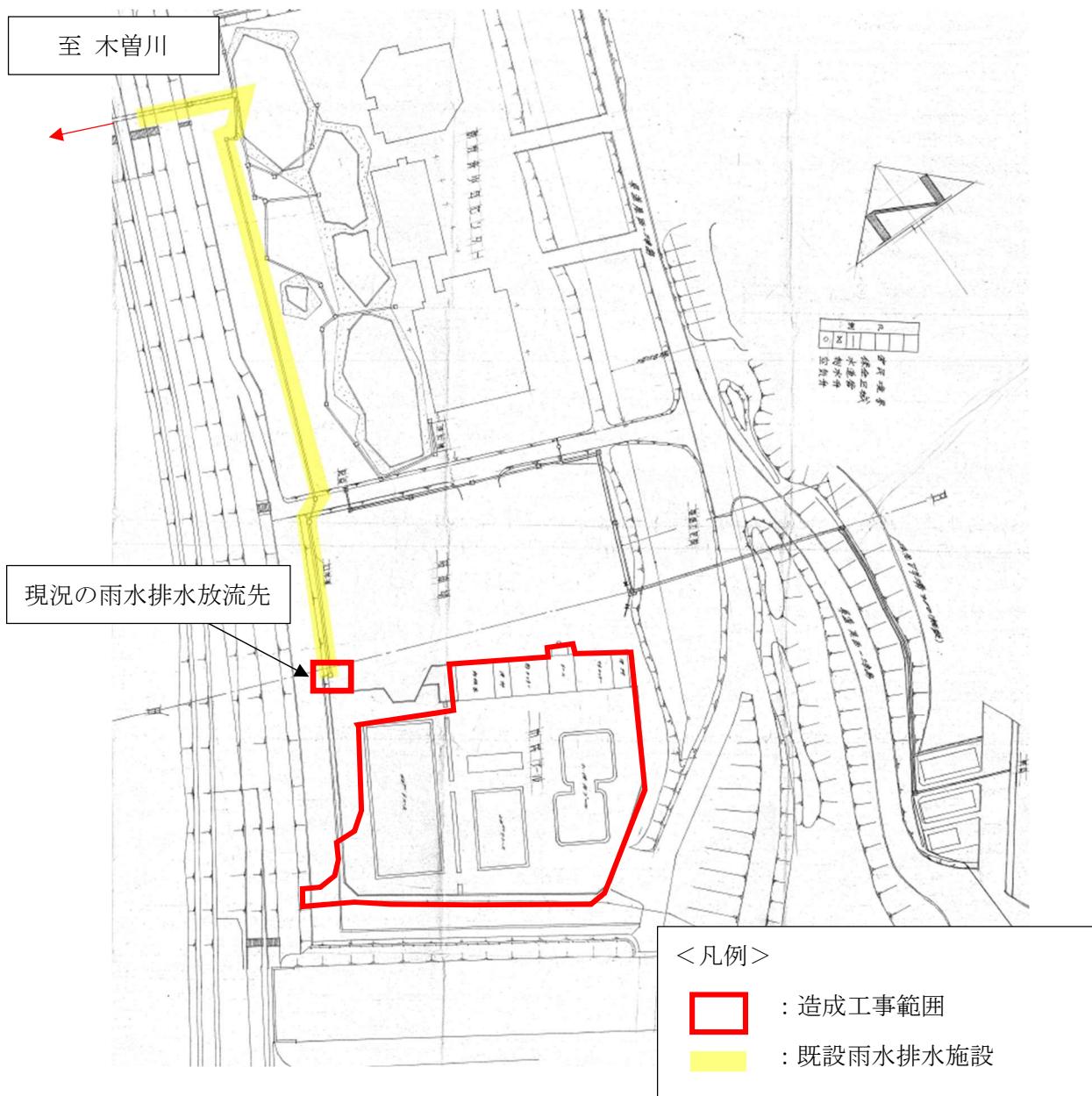


図 4-4 既設の雨水排水施設

4 給水

ア 実施方針

- (ア) 給水は、維持管理を考慮した上で、効率的で経済的な計画とすること。
- (イ) 植栽への散水も考慮すること。

イ 要求水準

- (ア) 敷地内の上水道管（Φ100VP）より給水を想定すること。
- (イ) 量水器は認定計画提出者で整備すること。
- (ウ) 多目的水景施設への給水もすること。
- (エ) 植栽の管理をしやすいように散水栓の位置を検討すること。
- (オ) 計画、設計、施工にあたっては、水道に関する法令等を遵守し水道管理者などと協議をすること。



図 4-5 給水位置図

5 汚水

ア 実施方針

(ア) 汚水は、維持管理を考慮した上で、効率的で経済的な計画とすること。

イ 要求水準

(ア) 整備内容に応じた汚水量を処理可能な合併浄化槽を想定すること。

(イ) 接続先は、2級河川領内川支川への放流を想定すること。(汚水施設、ポンプアップが必要)

(ウ) 別途、市で整備予定のトイレ施設からの汚水接続もすること。

(エ) 計画、設計、施工にあたっては、下水道に関する法令等を遵守し水道管理者などと協議をすること。

(オ) 関係法令等に従い、水質管理を行うこと。

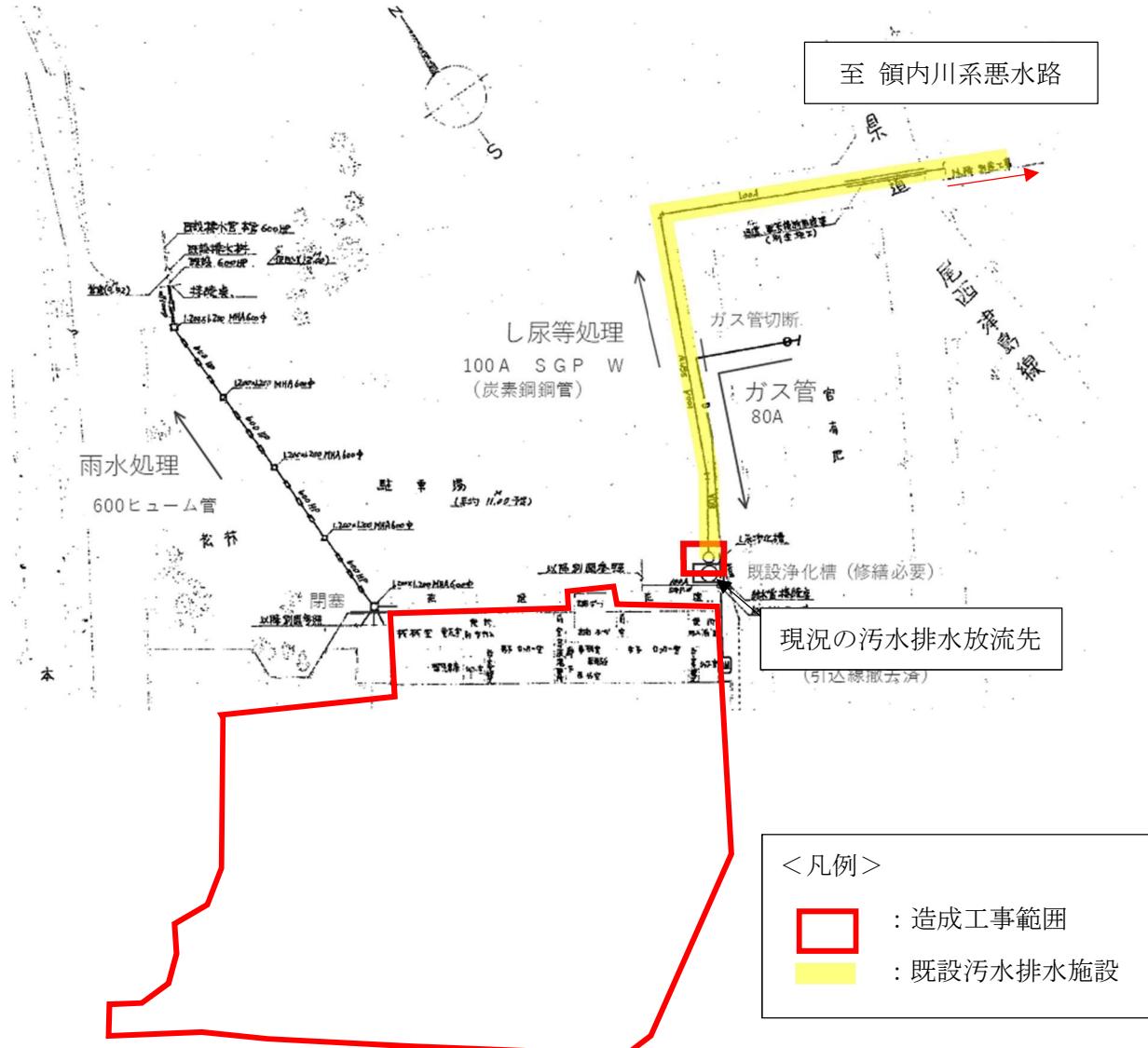


図 4-6 雜排水処理水排水先位置図

6 電気設備

ア 実施方針

- (ア) 照明は、24時間開園しても大丈夫なように周辺の環境、防犯などを考慮した上で計画すること。

イ 要求水準

- (ア) 電力は、公園敷地内最寄りの電柱より引き込みを想定すること。
(イ) 目的に応じて、必要な照度を確保すること。
(ウ) 計画・設計・施工にあたっては、電力会社と協議すること。

7 植栽

ア 実施方針

- (ア) 本公園区域でゆったり過ごせるように名神高速道路、東海道新幹線を植栽にて遮蔽すること。
(イ) 外周園路を散策したくなる植栽を検討すること。

イ 要求水準

- (ア) 芝生広場や公募対象公園施設からみたときの四季の彩りを考慮すること。
(イ) 木曽川周辺の植生を考慮することで木曽川らしさを想起し、水辺の存在が意識できる植栽をすること。また、環境学習に役立つ情報発信が可能なよう考慮すること。
(ウ) 隣接する桜並木との連続性も考慮すること。

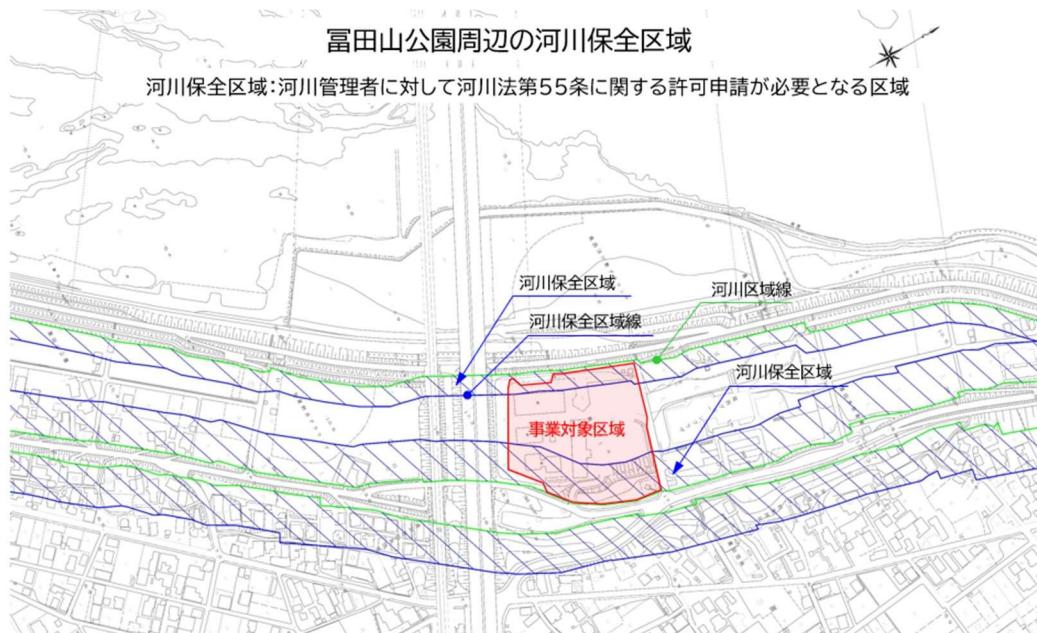


図 4-7 河川保全区域図

8 その他

案内板

ア 実施方針

(ア) 案内板は、公園施設の利用が促進されるように配慮すること。

イ 要求水準

(ア) 表示は、富田山公園全体の区域及び、かわまち事業で整備予定の水辺拠点がわかるようにすること。

利便増進施設【任意提案】

ア 実施方針

(ア) 利便増進施設は、本公園の存在が通過利用者にも PR できるように配慮すること。

イ 要求水準

(ア) 地域における催し物等に関する情報発信を行う看板又は廣告塔を設置することができる。

第5 設計業務の要求水準書

1 基本事項

- ・認定計画提出者は、本市の指示に従い業務に必要な調査を行い、関係法令に基づいて、業務を処理すること。
- ・認定計画提出者は、業務の詳細について本市と連絡をとり、かつ十分に打合せをして、業務の目的を達成すること。

2 設計業務の要求水準

(1) 事前調査業務

- ・設計時における事前調査は、本公園や周辺状況を熟知することを目的とし、必要に応じて各種調査を実施すること。

(2) 設計業務

ア 業務内容

- ・認定計画提出者は、実施協定書（実施仮協定書）、本整備関連要求水準書、公募時の提案書類等に基づいて、特定公園施設、デザインビルド施設等の設計を実施すること。
- ・なお、各種申請業務及びそれに伴う費用については、認定計画提出者の負担とする。認定計画提出者、業務着手時に本市に業務計画書を提出すること。

イ 設計図書の提出

- ・認定計画提出者は、設計の完了時に設計図書等を提出し、本市の確認を得ること。
- ・設計変更が生じた場合も、同様に設計図書等を作成・提出し、本市の確認を得ること。

(3) 各種申請業務

- ・認定計画提出者は、工事に伴う各種申請の手続を、事業スケジュールに支障がないように実施すること。

(4) 着工前業務

- ・認定計画提出者は、工事監理業務の着手前に工事監理計画書を本市に提出すること。

(5) 定期報告業務

- ・認定計画提出者は、実施協定書（実施仮協定書）に基づいて定期報告を実施すること。

(6) 業務完了時業務

- ・建設業務完了時の完了検査、また、法的な各種検査に立会い、工事監理に必要となる各種書類をとりまとめ、工事監理報告書として、本市に提出すること。

(7) その他業務を実施する上で必要な関連業務

- ・上記業務のほか、業務を実施する上で 必要な関連業務がある場合は、適宜行うこと。

第6 建設業務の要求水準

1 基本事項

- ・当該工事は、契約書、設計図書、各種基準に準拠するとともに、施工計画書のほかこの要求水準により建設してください。なお、要求水準書に記載の無い事項は、約款、図面、設計書に記載した事項及び「愛知県土木工事標準仕様書、土木工事施工管理基準、写真管理基準（以下、「県標仕」という。）」を準用します。
- ・県標仕のうち「愛知県公共工事請負契約約款」、「愛知県建設局土木工事監督要領」及び「愛知県建設局建設工事検査要領」と記載されているものについては、「一宮市工事請負契約約款」、「一宮市工事監督要領」、「一宮市工事検査要領」及びそれに類するもの（以下、「市の約款等」という。）と読み替えます。
県標仕の準用に当たっては、県標仕に記載されている契約書の条項番号などについて、約款の同義条項などに読み替えるものとします。
- ・建築に関わるものは、以下の基準に準拠してください。
 - ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）
 - ・〃 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）
 - ・〃 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）
 - ・〃 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）
 - ・〃 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）
 - ・〃 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）
 - ・一宮市建築部公共建築課制定「建築工事用資材抜取検査指針」（最新版）
 - ・一宮市建築部公共建築課制定「工事管理関係書類の手引き」（最新版）
- ・建設工事は、すべて工事請負契約書並びに設計図書に基づき監督員の指示に従って、建築基準法、日本建築学会計算規準、消防法、建設業法、労働基準法、労働安全衛生法、労働災害保険法、道路交通法、公害対策基本法、騒音規制法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、愛知県公害防止条例、その他関係法令諸規程等を遵守し、建物並びに設備の使用目的に沿うよう完全に施工をなすものとします。
- ・仕様書及び設計図書に明記なき事項並びに本工事に関して質疑を生じた場合は、本市監督員と協議のうえ、その指示に従うものとします。

2 建設業務の要求水準

（1）着工前業務

ア 近隣調整・準備調査業務

- ・認定計画提出者は、着工に先立ち、近隣住民との調整及び建築準備調査等を行って、工事の円滑な進行と近隣の理解及び安全を確保すること。
- ・認定計画提出者は、建築物及びその工事によって近隣に及ぼす諸影響を検討し、必要があれば認定計画提出者の責任において調査を行うこと。

イ 施工計画の提出

- ・工事責任者及び現場代理人は、建設工事着工前に施工計画書を作成し、認定計画提出者の承諾を得た上で、本市に提出すること。

(2) 建設工事業務

- ・各種関係法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画に従って施設の建設工事を実施すること。

ア 使用材料の詳細にかかる確認

- ・使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能を有する証明となる資料を施工計画書等により提出し、あらかじめ監督職員の承諾を受けること。
- ・リサイクル資材（「一宮市の環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に基づくグリーン調達資材）については、愛知県のあいくる材として認定された資材の利用に努めること。

イ 申請及び届出

- ・申請及び届出は、実施協定書（実施仮協定書）及び設計施工一括請負契約書に定めるとおりとする。

ウ 業務の報告及び書類の提出

- ・施工計画書の作成項目は県標準によるものとするが、監督員の指示等に従うこと。
- ・再生資源利用計画書（実施書）等の作成については、建設副産物情報交換システム（COBRIS）を利用し、作成すること。ただし、請負金額が130万円を超える場合のみとする。

エ 工事写真

- ・工事写真については、「工事管理書類の手引き」による。
- ・電子納品については、一宮市の「工事写真の電子納品実施要領」に基づくこと。

オ 工事中の排水方法

- ・工事に伴い発生する濁水等は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、下表の分類により、適正に処理してください。

カ 建設発生土の搬出入に伴う確認及び建設発生土の処理等

- ・請負者は、資源有効利用促進法の省令改正（令和5年5月26日施行）に基づき、本省令に規定する規模以上の建設発生土の搬出入する工事においては、必要な手続きを確実に実施すること。
- ・処分にあたっては「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」に基づき、適正に処理すること。
- ・建設発生土は原則、搬出先を指定する指定利用または、登録ストックヤードへ搬出すること。

(3) 完工後業務

ア 認定計画提出者等による完成検査

- ・認定計画提出者は、自らの責任及び費用負担において、特定公園施設及びデザインビルド施設等の完成検査及び機器、器具、及び整備備品等の試運転検査等を実施すること。
- ・詳細は、実施協定書に定めるとおりとする。

イ 完成時の提出書類

- ・工事完了前に次の図書を作成し提出する。

| | |
|------------------|-------|
| 1. 完成後 | (竣工図) |
| 2. 完成図の2つ折り製本 | 1部 |
| 3. 完成図A3判の2つ折り製本 | 2部 |
| 4. 契約図A3判の2つ折り製本 | 2部 |
| 5. 施工図の2つ折り製本 | 1部 |
| 6. 保全に関する資料 | 1部 |
| 7. 施設台帳の作成又は整備 | |
| 8. その他必要書類 | 1部 |

ウ 工事完成検査日の通知

- ・工事完成検査日は、県標仕のとおりとする。ただし、請負者の了解が得られた場合は監督員から連絡する。

エ 市による完了検査

- ・市による完了検査は、実施協定書（実施仮協定書）及び設計施工一括請負契約書に定めるとおりとする。

(4) その他業務を実施する上で必要な関連業務

- ・認定計画提出者は、上記業務のほか、業務を実施する上で必要な関連業務がある場合は、適宜行うこと。

第7 工事監理業務の要求水準書

1 基本事項

認定計画提出者は、設計業務で作成した設計図書等の内容を、建設業務に適切に反映するための指導を建設業務担当企業に対して行うとともに、建設業務の品質管理、工程管理、安全管理が適切に実施され、要求水準が満たされた施設が構築されているか、中立的な立場で監理すること。

2 工事監理業務の要求水準

ア 建設業務書類の審査・承諾

認定計画提出者は、建設業務の進捗に合わせ、工事責任者及び現場代理人に施工計画書等の工事関係図書を提出させ、審査を行い、必要に応じて指導、指示、是正勧告を行うこと。

イ 現場立会い業務

認定計画提出者は、建設業務の主要な工程毎に、現場にて立会いを行い、その施工状況及び品質の確認を行うこと。

ウ 定例会議の運営業務

認定計画提出者は、本市、工事責任者、現場代理人を含めた定例連絡会議を月1回開催し、その結果を定例会議議事録に取りまとめること。